

新型コロナウイルス感染症対策 事業継続支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、国の「事業復活支援金」又は岐阜県の「オミクロン株対策特別支援金」を受給した事業者等の事業継続を目的で支援します。

◆補助対象者

- ①東白川村内に店舗等事業所がある中小企業、フリーランスを含む個人事業者
- ②国の「事業復活支援金」又は岐阜県の「オミクロン株対策特別支援金」を受給した者。
- ③今後も事業を継続する意思のある者

◆補助金額

10万円

申請書〆切：令和5年1月31日まで

◆補助金交付申請手続き

新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に下記の必要書類を添えて役場へ提出ください。

- ①誓約書(様式第2号)
- ②国から送付された「事業復活支援金の振り込みのお知らせ」の写し、又は岐阜県のオミクロン株支援金が振り込まれた通帳の写し。
- ③個人事業者は次のいずれかの本人確認書類の写し。また、いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時の住所と同一のものに限る。
 1. 運転免許証(両面)(返納者の場合は、運転経歴証明書で代替可能)
 2. 個人番号カード(オモテ面のみ)
 3. 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- ④その他村長が必要と認める書類

◆申請書提出先・電話相談先

〒509-1392 東白川村神土548番地

東白川村役場 地域振興課 商工振興係 (78-3111 内線252)